

# ぐーDOGの会 会則

## 第1章 名称及び目的

第1条 本会は、ぐーDOGの会と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦と母校の発展をはかり、主として動物を通じて社会に貢献することを目的とする。

## 第2章 組織

第1条 本会は、次の会員で組織する。

1.正会員

京都動物専門学校ペットビジネス学科の卒業生

2.特別会員

京都動物専門学校の教職員及び旧教職員、その他評議会で承認されたもの

3.名誉会員

総会の決議により推薦されたもの

第2条 本会は本部を京都動物専門学校内におく。

## 第3章 事業

第1条 本会は、第1章第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1.会報誌（原則として年1回以上）の発行

2.ペットビジネス学科の助成

3.その他、部会の開催など本会の目的を達成するために必要な事業

## 第4章 役員

第1条 本会には、次の役員をおく。

会長1名、副会長1名、顧問1名、評議員 若干名、幹事1名、監査1名

第2条 役員任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

第3条 顧問は教務部長とし、評議員を推薦する。会長、副会長、幹事、監査は評議会において選出する。

## 第5章 運営

- 第1条 役員は会務全般を審議する。各役員の任務は、次の通りとする。
- 1.会長は、本会を代表し会務を総理する。また、部会の議長となり、その決議を執行する。
  - 2.副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
  - 3.幹事は、会務を処理する。
  - 4.監査は、会務全般の監査を行なう。
  - 5.顧問は、会務の相談に応ずる。
- 第2条 会長は、3年毎に総会を開き会務を報告する。但し、収支決算は毎年、部会もしくは会報誌にて報告する。
- 第3条 本会は、次の部会を開く。
- 1.総会
  - 2.役員会
  - 3.評議会
- 第4条 本会の会則の変更は、評議員総数の2/3以上の賛成を得て決定する。

## 第6章 会計

- 第1条 会員は終身会費を納付しなければならない。但し、特別会員および名誉会員はこの限りではない。
- 第2条 本会の運営に必要な経費は、終身会費および寄附金、雑収入などをもって、これに充てる。
- 第3条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第4条 終身会費は10,000円とする。原則として、2年次進級時に徴収する。

## 第7章 附則

- 本会則は平成18年2月7日より施行する。  
本会則は平成18年3月1日より施行する。  
本会則は平成21年4月1日より施行する。

### 細則

- 1.本会則中に明文のない事項については、役員会で協議の上、決定する。